

○関西大学P I 人件費支出制度の実施に関する規程

2026年2月19日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、「競争的研究費の直接経費から研究代表者（P I）の人件費の支出について」(令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、関西大学（以下「本学」という。）において、研究活動に従事するエフォートに応じ、研究代表者（Principal Investigator）（以下「P I」という。）本人の希望により、競争的研究費の直接経費からP Iの人件費（以下「P I人件費」という。）を支出することを可能とするP I人件費支出制度（以下「本制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(制度の目的)

第2条 本制度は、競争的研究費の直接経費からP I人件費を支出することにより、本来、本学がP I人件費として支出していた財源を、P I自身の処遇改善や、研究に集中できる環境整備等によるP Iの研究パフォーマンス向上、多様かつ優秀な人材の確保等を通じた本学の研究力強化に資することを目的とする。

(対象となる事業)

第3条 本制度の対象となる事業は、各配分機関が公募する競争的研究費のうち、公募要領等において直接経費からP I人件費を支出することが可能である旨が記載されており、公募事業への直接経費の申請額（分担機関への配分額及び再委託先機関への再委託額を含む。）が単年度平均で500万円以上の事業とする。

(対象者)

第4条 本制度を利用することができる者は、前条に規定する事業（以下「当該研究事業」という。）の研究費を獲得したP Iのうち、本学専任教育職員（特別契約教授を含む。）とする。

(上限額)

第5条 直接経費からP I人件費を支出する上限額は、次の各号に掲げる額のうち、いずれか低い額とする。

- (1) P Iによる本制度申請時点における年間給与額（本俸月額に、「年間12カ月及び直近年度に妥結した期末手当の年間支給月数を合算した月数」を乗じた額）に、当該研究事業に従事するエフォートの率を乗じて算出した額
- (2) 当該研究事業の公募要領等において定められた上限額

(確保財源の支出)

第6条 本制度により確保した財源（以下「確保財源」という。）は、別に定める活用方針

に基づき、P Iの意向により支出する。

(申請)

第7条 本制度の利用を希望するP I(以下「申請者」という。)は、当該研究事業の応募時に、申請者が所属する組織の長(以下「所属長」という。)の了承を得た上で、所定の様式により学長に申請するものとする。

2 申請者は、当該研究事業の採択が決定したときは、本制度の利用について、研究開始年度における申請者の年間給与額、エフォート等をもってP I人件費を再計算した上で、所属長の了承を経て、所定の期間内に、所定の様式により学長に申請するものとする。ただし、当該研究事業の実施期間が複数年度にわたるときは、年度ごとに申請しなければならない。

(変更申請)

第8条 申請者は、前条の手続により承認された内容を変更する場合は、所属長の了承を得た上で、所定の様式により学長に申請するものとする。

(承認)

第9条 学長は、第7条の申請又は前条の変更申請があった場合は、当該申請の承認又は不承認を決定する。

2 学長は、前項の決定をしたときは、速やかに申請者及び所属長に通知する。

(研究エフォートの確保)

第10条 所属長は、申請者が当該研究事業の研究活動を確実に遂行できるよう研究以外の業務の軽減を図るなど、研究エフォート確保のための配慮を行うものとする。

(活用方針及び活用実績の公表)

第11条 活用方針及び確保財源の活用実績は、本学ホームページ等で公表する。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、研究支援・社会連携グループが行う。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2026年2月19日から施行する。

## 関西大学P I 人件費支出制度により確保した財源に関する活用方針

2026年2月19日  
制定

「関西大学P I 人件費支出制度の実施に関する規程」第6条に定めるP I 人件費支出制度（以下「本制度」という。）により確保した財源（以下「確保財源」という。）の活用方針（以下「本方針」という。）を以下のとおり定める。

（目標）

- 1 関西大学（以下「本学」という。）における研究力の向上を目指し、研究者の処遇改善や研究者が安定して研究に専念できる環境を整備することにより、人材育成・共同研究等を促進し、既存のフィールドを超えた新たな分野の開拓も含め、多様で独創的・革新的な研究力の強化を図ることを目標とする。

（当該目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策）

- 2 確保財源は以下の事項に充てることとし、使途・活用策はP I の意向により決定する。  
なお、以下のうち大学研究環境改善に係る財源の執行はP I の意向を反映した上で本学が執行する。

（1）P I へのインセンティブ

- ・ P I の給与水準の向上（特別貢献手当の支給）
- ・ P I の研究環境の改善（産学連携共通研究費への充当）

（2）大学研究環境改善

- ・ 若手研究者の支援
- ・ 博士課程学生等の支援
- ・ 共用研究設備・機器等の充実
- ・ その他、本制度の運営及び本学の研究力向上に資する取り組みに係る財源への充当

（大学研究環境改善費）

- 3 前項第2号に係る財源については、当該P I の了承を得たうえで、各P I の財源を合算し、大学研究環境改善費として全学的な一括管理のもと執行することとし、使途及び配分額等については、大学執行部が審議のうえ決定する。なお、大学研究環境改善費は、必要に応じて、年度を越えて繰り越し活用することができる。

（確保財源の配分先及び配分比率）

- 4 確保財源の配分先及び配分比率は、以下のとおりとし、使途アの配分比率は上限、使途

イの配分比率は下限とする。

ア P Iへのインセンティブ(教授・特別契約教授 70%、准教授・専任講師・助教90%)

イ 大学研究環境改善費(教授・特別契約教授 30%、准教授・専任講師・助教 10%)

(執行にあたる留意事項)

5 本制度を実施するに際して、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 直接経費の使途は研究費を獲得した研究者が研究の着実な遂行のためP I本人の自発的な希望により判断するものであり、本学が強制するものではない。
- (2) 本方針については、本学に所属する研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、本方針に掲げる目標の達成に向け、組織として取り組む。
- (3) 本方針に掲げる目標の達成に向け、人事給与マネジメントの改善を各種制度改革と併せて取り組むこととする。
- (4) 各競争的研究費制度において、P I人件費支出について別の定めがある場合には、その定めに従う。
- (5) 本方針におけるP Iとの具体的な使途・活用策の合意形成や個別の申請手続については別に定める。

以 上

## 1. 制度の概要・目的

P I 人件費支出制度（以下「本制度」という。）は、「競争的研究費の直接経費から研究代表者（P I）の人件費の支出について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、関西大学（以下「本学」という。）において、研究活動に従事するエフォートに応じ、研究代表者（Principal Investigator）（以下「P I」という。）本人の希望により、競争的研究費の直接経費からP Iの人件費（以下「P I人件費」という。）を支出することを可能とする制度です。

競争的研究費の直接経費からP I人件費を充当することにより、本来、本学がP Iの人件費として支出していた財源をP I自身の処遇改善や、研究に集中できる環境整備等によるP Iの研究パフォーマンス向上、多様かつ優秀な人材の確保等を通じた本学の研究力強化に資することを目的とします。

## 2. 制度の対象となる事業

本制度の対象となる事業は、各配分機関が公募する競争的研究費のうち、公募要領等において直接経費からP I人件費を支出することが可能である旨が記載されており、公募事業への直接経費の申請額（分担機関への配分額及び再委託先機関への再委託額を含む。）が単年度平均で500万円以上の事業とします。

## 3. 制度利用の対象者

前項に規定する事業（以下「当該研究事業」という。）の研究費を獲得したP Iのうち、本学専任教育職員（特別契約教授含む。）とします。

## 4. P Iの人件費を計上できる上限額

以下に掲げる額のうち、いずれか低い額を上限額とします。

- (1) P Iによる本制度申請時点における年間給与額に、当該研究事業に従事するエフォートの率を乗じて算出した額
- (2) 当該研究事業の公募要領等において定められた上限額

### 【エフォート率について】

全業務時間100%に対する当該研究事業の実施に必要とする時間の配分割合を適切に設定してください。e-Rad等により各配分機関への申請しているエフォートと齟齬がないように留意願います。また、P I人件費の算出根拠となりますので、エフォート率については、所定の様式により所属長（学部長等）の了承を得た上で、学長の承認が必要になります。

なお、研究事業への応募時あるいは採択後、各配分機関へエフォート管理関連書類の提出が求められる場合があるため、エフォートの設定には十分留意願います。

### 【年間給与額について】

P I の本制度申請時点における本俸月額に、年間 12 カ月及び直近年度に妥結した期末手当の年間支給月数を合算した月数を乗じた額とします。

### 5. 活用方針について

直接経費から P I の人件費を支出することにより確保した財源（以下「確保財源」という。）は、別に定める活用方針に基づき、P I の意向により執行します。

#### （1）P I へのインセンティブ

- ・ P I の給与水準の向上：特別貢献手当を支給します。
- ・ P I の研究環境の改善：P I に対し、別に定める産学連携共通研究費の取扱いに基づき予算措置します。

### 【特別貢献手当の支給について】

- ① 確保財源のうち、手当支給に必要な経費「特別貢献費（社会保険料事業主負担分を含む）」を所定の様式により申告してください。
- ② 特別貢献費のうち、社会保険料事業主負担分相当額（本学の直近決算年度における人件費決算平均額の「給与」欄の教育職員大学計に対する所定福利費（法人負担分）の割合から算出した額）を除いた額を特別貢献手当として支給します。  
なお、特別貢献手当には、社会保険料等の個人負担分が含まれますので、実際の支給額（手取り額）は、これらが控除された後の金額となります。
- ③ 本制度を活用した P I への特別貢献手当の支給限度額は、年度あたり合計 200 万円までとします。なお、支給限度額の計算の基準となる年度は、研究実施期間における本制度申請日が属する年度とします。

#### （2）大学研究環境改善

以下の事項に資する施策等について、各 P I の財源を合算し、大学研究環境改善費として全学的な一括管理のもと、関連事業に予算を充当し執行します。用途及び配分額等については、大学執行部が審議のうえ決定しますが、P I の了承が必要になりますので、本制度の申請時にこれらの方針に対してご了承願います。

- ・ 若手研究者の支援
- ・ 博士課程学生等の支援
- ・ 共用研究設備・機器等の充実
- ・ その他、本制度の運営及び本学の研究力向上に資する取り組みに係る財源への充当

### 6. 制度利用手続きの流れ

原則として、当該研究事業の応募前に手続きが必要になります。本制度の利用に際しては、事前に所属長の了承を得た上で、以下の手続きを行ってください。

- ① まずは、当該研究事業の申請担当部署（事務局）である研究支援・社会連携グループに連絡してください。

- ②必要事項をお伺いしたうえで、事務局より、P I 人件費として計上する額をお伝えしますので、申請書の学内手続き開始前に、様式1「P I 人件費支出制度利用申請書（応募前）」により、所属長の下承を得た上で、事務局宛てにご提出願います。
- ③当該研究事業の申請書及び様式1をもってP I 人件費の計上について学長の下承を得ます。
- ④ 当該研究事業採択後、事業実施において、様式1に記載したエフォートの適切な管理をお願いします。
- ⑤ 所定の時期（各年度10月頃を想定）に、事務局より、様式2「P I 人件費支出制度利用申請書（事業実施時）」の作成を依頼しますので、期日（12月末頃を想定）までに所属長の下承を得たうえで、事務局宛てにご提出願います。（これ以降当該研究事業へのエフォート率の変更は原則不可となります。）
- ⑥ 様式2をもってP I 人件費計上額を確定し、確保財源の支出について学長の承認を得ます。
- ⑦ 直接経費からのP I 人件費計上額の確保、予算の配分、特別貢献手当の支給は⑥の学長承認後に行います。
- ⑧ ⑥の学長承認以降、様式2の申請内容に変更があった場合は、至急事務局まで連絡願います。必要に応じて様式3「P I 人件費支出制度利用変更申請書」により変更申請を行ってください。（各配分機関の承認が必要な場合や、特別貢献手当の支給が年度内に間に合わない場合があります。）
- ⑨ 当該研究事業が複数年度にわたる場合であって、引き続きP I 人件費を計上する場合は、毎年度、⑤～⑧により利用申請を行ってください。

#### 7. 特別貢献手当の支給時期について

- ・学長が手当の支給を承認した後、原則、制度利用年度内に支給します。
- ・特別貢献手当の支給後に退職した場合、または当該研究事業の打ち切りその他の理由により申請時と確定後のエフォート率に差異が生じた場合など、計上したP I 人件費相当額が交付されなかった場合は、原則として、不交付額に相当する特別貢献手当相当額を戻入していただきます。

#### 8. 本制度の趣旨に反する事由があった場合の各配分機関の相談窓口

本制度の運用にあたり、「関西大学P I 人件費支出制度の実施に関する規程」及び「関西大学P I 人件費支出制度により確保した財源に関する活用方針」に定める制度趣旨に反する事由があった場合、P I は、以下URLに記載の各配分機関の窓口で連絡・相談することができます。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/soudanmadoguchi.pdf>

#### 9. 学内申請窓口

研究支援・社会連携グループ（外部資金・支援施策チーム）

Mail : hojyokin@ml.kandai.jp